

2022 年 2 月 1 日更新

2022 年 1 月 24 日

受験生の皆様へ

関西学院大学
入学センター

2022 年度一般入学試験 新型コロナウイルス感染症における対応について

関西学院大学は、一般入学試験を 2 月 1 日から 7 日まで実施いたしますが、実施にあたっては「三つの密」の回避等、感染症防止対策を徹底いたします。

受験生のみなさんも、普段からマスクの着用や手洗い等の基本的な対策を続けていることと思います。試験当日については以下の受験上の注意をご確認いただき、感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

【試験当日における受験上の注意】

- ・試験当日、自宅（宿泊先）を出る前に、発熱、喉の痛み、咳、鼻水、頭痛、身体のだるさ等の症状がある場合は、新型コロナウイルス感染の恐れがありますので、受験をご遠慮願います。なお、これらの症状により受験できない場合（当日 1 科目も受験できない場合）は、大学入学共通テストを利用する入学試験（3 月出願）に振り替えることができます。
- ・試験校舎に入場の際は、密な状態を避けるため、一定間隔を空けて入場してください。また、入場時は入口に設置している速乾性アルコール製剤にて手指を消毒してください。
- ・本人確認時と昼食時以外は必ずマスクを着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）し、不要な会話は控えてください。
- ・試験室を換気するため窓の開放等を行う時間帯があります。上着など防寒着を持参してください。
- ・試験当日は、感染拡大を避けるため、食堂等の営業を停止しますので、当日は昼食を持参してください。また、昼食はご自身の座席でとってください。
- ・感染症拡大防止のため、付添者の待機室は設置いたしません。ご了承ください。
- ・試験室から退室後、試験校舎内での密な状態を避けるため、一定間隔を空けて試験校舎から退場してください。試験校舎退場後は、なるべくまっすぐ帰宅し、帰宅後はまず手洗いうがいをしてください。
- ・不測の事態により入学試験に変更が生じる場合があります。変更が生じる際の本学から受験生への連絡は本学ホームページ上で行います。

【新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の取り扱いについて】

以下のいずれかに該当する方は、受験をご遠慮いただきます。

- ①試験当日、自宅（宿泊先）を出る前に、発熱、喉の痛み、咳、鼻水、頭痛、身体のだるさ等の症状がある方
- ②学校保健安全法で出席の停止が求められている感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹等）に罹患し、試験当日までに医師から治癒したことを証明されていない方
- ③試験日直前に保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（無症状の者を含む）に該当するとされた方（※1）、または濃厚接触者の恐れがあるため保健所等から試験当日を含む期間の自宅待機等の指示があった方
- ④全国試験地における借用試験校舎の入館制限に該当した方（※2）

※1：保健所等から健康観察を指示されている無症状の濃厚接触者について、以下の i) ～ iv) の要件をすべて満たす場合に限り、西宮試験地（西宮上ヶ原キャンパス）での別室受験を認めます。**注1)**

- i) 自治体または自治体から指示された医療機関が実施する PCR 等の検査（行政検査）の結果、陰性であること **注1)**
- ii) 試験当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験会場に行くこと
- iv) 終日、別室で受験すること

別室受験を希望する場合は、受験予定日前日の午前 10 時までに必ず入学センター（0798-54-6135）へ連絡してください。

上記の「※1」の要件を満たさない場合および別室受験を希望しない場合は、所定の要件を満たし期日までに必要な手続きを行うことで特別措置（試験の振替または入学検定料の返還）を行うことができます。詳細は以下ホームページをご確認ください。

<https://www.kwansei.ac.jp/admissions/covid-19.html>

※2：借用試験校舎の入館制限については、以下ホームページをご確認ください。

<https://www.kwansei.ac.jp/admissions/shikenkaijou/index.html>

注1) 行政検査の結果が得られないため、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなく、かつ ii) ～ iv) の要件を満たす場合は、別室での受験が可能です。

なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、かつ ii) ～ iv) の条件を満たす場合は、別室での受験が可能です。

ただし、当該取扱い、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。（2022 年 2 月 1 日更新）

以上